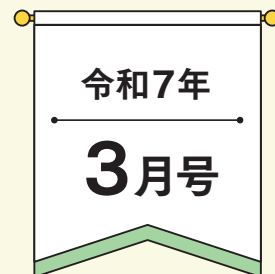




埼玉だより



LINE始めました！
ぜひご登録ください



S/A/I/T/A/M/A / News

職場内で掲示・回覧をお願いします



年に1度は健診を！ 令和7年度 健康診断のご案内

生活習慣病予防健診

対象／35歳～74歳の被保険者（ご本人）様

健診受診までの流れ

- 1 HPもしくは案内パンフレットで健診実施機関を確認**

健診実施機関はこちら▼

■健診のご案内は事業所へ
令和7年3月下旬にお送りします。
- 2 受診を希望する健診実施機関に電話で予約**

生活習慣病予防健診の予約をしたいのですが…
■協会けんぽへの連絡は不要です。
■予め保険資格の記号番号がわかるものをご用意ください。
- 3 マイナ保険証等※を忘れずに持参し、健診受診**


付加健診

令和6年4月より40歳、50歳に加え、
45歳、55歳、60歳、65歳、70歳 も対象になりました！

付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

特定健康診査

対象／40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様

健診受診までの流れ

- 1 HPもしくは案内パンフレットで健診実施機関を確認**

健診実施機関はこちら▼

■特定健診受診券（セット券）は被保険者様のご自宅へ令和7年4月下旬までにお届けします。
- 2 受診を希望する健診実施機関に電話で予約**

特定健診の予約をしたいのですが…
■協会けんぽへの連絡は不要です。
■自己負担額は健診機関によって異なります。
■予め保険資格の記号番号がわかるものをご用意ください。
- 3 マイナ保険証等※と受診券（セット券）を忘れずに持参し、健診受診**

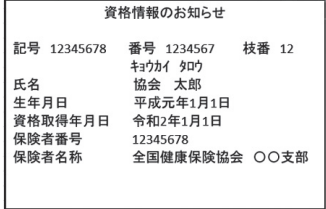

※マイナ保険証等…マイナ保険証の使用の可否については健診を受けられる医療機関にご確認ください。
マイナ保険証をお持ちでない方や、マイナ保険証を使用できない方は、現在利用している保険証（R7.12.1
までご利用いただけます。）または資格確認書で受診することができます。

詳しくはこちら [協会けんぽ 健診の受け方](#) | Q



マイナ保険証を利用できない方の医療機関受診方法

令和6年12月2日（月）より、健康保険証の新規発行・再発行がされなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。マイナ保険証を利用できない方・お持ちでない方は、以下の方法で医療機関の受診ができます。

	資格情報のお知らせ	資格確認書
		
使用目的	健康保険の各種給付金等の申請や健診の受診の際に必要な記号・番号をお知らせするもの	マイナ保険証をお持ちでない方が、医療機関等を受診するためのもの
使い方	マイナ保険証登録済の方で、カードリーダーの故障等でマイナ保険証が使用できない場合、マイナ保険証と併せて医療機関に提示 ※資格情報のお知らせのみでの受診不可	医療機関にて提示
取得方法	●協会けんぽに新規加入された方全員に発行（申請不要） ●紛失等された場合は、協会けんぽに再交付の申請をして発行	①日本年金機構に資格取得届を提出する際、資格確認書発行要否欄に☑を付ける ②協会けんぽに資格確認書交付申請書を提出 ③①以外の方でマイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方など、保険者が必要と判断した場合に発行 ※③は発効までに、資格取得決定後、30～50日の日数を要します。

発行済みの健康保険証は、資格喪失していない限り令和7年12月1日（月）まで使用できます。

詳しくはこちらをチェック▶

協会けんぽ マイナ保険証 🔍



退職後や扶養から外れた後は 保険証または資格確認書を使うことはできません!!

誤って退職日の翌日以降に保険証または資格確認書を使用された場合は、協会けんぽが負担した医療費を、ご退職された方に後日お返しいただくことになります。



社会保険事務ご担当者様へ 退職者や扶養から外れた方の保険証・資格確認書の速やかな回収にご協力ください。

保険証

資格喪失届に添付ください。

資格確認書

有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付ください。
有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

情報提供サービスのご案内

情報提供サービスでは、加入者の皆さまが医療費の情報を照会できるサービスや事業主の皆さまが生活習慣病予防健診の対象者データを取得できるサービスを提供しています。

令和7年度生活習慣病予防健診の対象者は、令和7年2月10日（月）からダウンロード可能となっております。

※マイナ保険証をご利用の方は、医療費の情報はマイナポータルでもご確認いただけます。

協会けんぽ 情報提供サービス 🔍

